

佐伯市大島航路事業会計経営戦略

佐伯市
令和8年3月

目次

第1章 計画改定の趣旨等.....	2
1.計画改定の趣旨.....	2
2.経営戦略の位置づけ.....	2
3.計画期間.....	2
4.本戦略の対象.....	2
第2章 事業概要.....	3
1.事業形態等.....	3
2.料金形態.....	3
3.料金水準の検討.....	3
4.現在の経営状況、現状分析.....	4
(1)過年度策定の経営戦略の検証・分析.....	4
(2)現在の経営状況.....	6
第3章 将来の事業環境.....	7
1.利用者の予測.....	7
2.料金収入の予測.....	8
3.船舶更新時期の見通し.....	8
第4章 経営の基本方針.....	9
第5章 投資・財政計画.....	10
1.投資・財政計画.....	10
2.投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明.....	14
3.投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要.....	15
第6章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項.....	16
1.事後検証.....	16
2.経営戦略の見直し.....	16

第1章 計画改定の趣旨等

1.計画改定の趣旨

佐伯市では、大島と佐伯間の交通の便を図るため、大島航路事業を設置しています。

本市大島航路事業では、将来にわたって安定的に事業を継続していくため、令和3年3月に佐伯市大島航路事業経営戦略を策定しました。その中で、経営の健全化に取り組んでおり、毎年度進捗管理を行うとともに、5年をめぐりに戦略を見直すことにしています。

本市においても、見直し時期を迎えていることに加え、令和6年4月から地方公営企業法を適用して公営企業会計に移行しているため、非現金収支取引の影響を考慮した投資・財政計画への更新が必要となりました。

このことから、現状把握、分析、将来予測等を行い、健全で安定した経営を維持するための経営基盤の強化及び財政マネジメントの向上を図るため、「経営戦略策定・改定ガイドライン(平成31年3月策定)」、「経営戦略策定・改定マニュアル(令和4年1月改定)」、各通知等を踏まえた内容となるよう「経営戦略」の改定を行うものとします。

2.経営戦略の位置づけ

本経営戦略は、将来にわたって安定的に事業を継続していくための経営指針であるとともに、「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について(平成31年3月29日付け総務省自治財政局公営企業課長通知)による「経営戦略」として位置付けるものです。

また、市の最上位計画である「第2次佐伯市総合計画」と整合を図りながら、本市大島航路事業の中長期的な経営の基本計画として策定します。

3.計画期間

経営戦略の計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

4.本戦略の対象

本市で実施している大島航路事業を対象とします。

第2章 事業概要

1.事業形態等

本経営戦略の対象となる事業の概況について整理し、サービス供給体制の現状を把握します。また、本市における大島航路事業は、令和6年度から地方公営企業法の法適用企業であり、地方公営企業法にもとづいて経理事務を実施しています。

本市の大島航路事業の施設等の現況は下表のとおりです。

法適(全部適用・一部適用)非適の区分	令和6年度から法適用(一部適用)を採用
職員数	正職員 2人 会計年度任用職員 5人
営業航路	18.0km
運航路線数	1本
年間運航キロ	33千km
年間輸送人員数	7千人
在籍船舶数	1隻
平均船齢	13年
乗船効率	9.13%

2.料金形態

	年月日	制度及び賃率
上限認可	平成26年2月7日	海上運送法
実施	平成26年4月1日	佐伯市大島航路条例

3.料金水準の検討

本航路は、島民生活を支える基幹的な交通手段として、利用者負担の適正化を図りつつ、持続可能な運航体制の確立を目指しています。

現在、一般旅客運賃は片道 1,150 円(約 64 円/km)で、回数券や身体障がい者割引、定期券など、利用実態に応じた制度を導入しています。

当面は現行料金を維持する方針ですが、燃料費高騰などの経済環境の変化に加え、航路会計の運営状況を総合的に判断し、必要に応じて料金の見直しを検討します。

4.現在の経営状況、現状分析

(1)過年度策定の経営戦略の検証・分析

令和3年3月に策定した大島航路事業経営戦略における「投資・財政計画」について、令和3年度から令和5年度までの計画値と決算値の比較を行っています。令和6年度については法適用企業に移行したことで比較対象から除外しています。

収益的収入については、前回計画策定時に3年間で料金収入が28,372千円(年平均9,457千円)となると推計しましたが、実績値では25,055千円(年平均8,352千円)となり、3年間で3,317千円計画値を下回りました。営業外収益では一般会計からの繰入金が39,759千円あり、料金収入が計画よりも少なかったことにより、繰入金は計画よりも大きくなったことがうかがえます。最終的な総収益は計画よりも22,583千円多い結果となっています。

一方、収益的支出の営業費用は、3年間で19,858千円計画よりも上回っています。これは令和4年度から法適用に移行するための委託費の増加が主な原因と考えられます。

基本的には総収益と総費用が一致するように一般会計繰入金の額を決定しているため、令和5年度の打ち切り決算による収支差引も含めて、赤字にならないように運営をしているところです。

資本的収支については、支出は地方債償還金のみとなっており、それに対応して一般会計からの繰入金を受けています。償還金の額については、上述した法適用に移行するための委託料の財源として起債したことで計画よりも増加しています。

以上のことから、計画とは差が出たことと、補助航路であることから補助金に依存した経営とはなっていますが、収益的収支の収支差引で赤字になっていないことなど、航路事業としては、問題のない運営を行うことができたと考えられます。

令和3年度～令和5年度の合算値による比較

(単位:千円)

区 分	年 度	3か年合計(令和3～5年度)			3か年平均(令和3～5年度)		
		計画	実績	差額	計画	実績	差額
収益的収入	1 総 収 益 (A)	187,640	210,223	22,583	62,547	70,074	7,528
	(1) 営 業 収 益 (B)	28,372	25,055	△ 3,317	9,457	8,352	△ 1,106
	ア 料 金 収 入	28,372	25,055	△ 3,317	9,457	8,352	△ 1,106
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)						
	ウ そ の 他						
	(2) 営 業 外 収 益	159,268	185,168	25,900	53,089	61,723	8,633
	ア 他 会 計 繰 入 金	36,046	39,759	3,713	12,015	13,253	1,238
	イ そ の 他	123,222	145,409	22,187	41,074	48,470	7,396
	2 総 費 用 (D)	187,640	207,522	19,882	62,547	69,174	6,627
	(1) 営 業 費 用	186,956	206,814	19,858	62,319	68,938	6,619
	ア 職 員 給 与 費	75,191	74,892	△ 299	25,064	24,964	△ 100
	ウ ち 退 職 手 当						
	イ そ の 他	111,765	131,922	20,157	37,255	43,974	6,719
	(2) 営 業 外 費 用	684	708	24	228	236	8
ア 支 払 利 息	684	708	24	228	236	8	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	684	708	24	228	236	8	
イ そ の 他							
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		2,701	2,701		900	900	
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	23,045	23,573	528	7,682	7,858	176
	(1) 地 方 債 債 償 還 金						
	(2) 他 会 計 補 助 金	23,045	23,573	528	7,682	7,858	176
	(3) 他 会 計 借 入 金						
	2 資 本 的 支 出 (G)	23,045	23,573	528	7,682	7,858	176
	(1) 建 設 改 良 費						
	(2) 地 方 債 債 償 還 金 (H)	23,045	23,573	528	7,682	7,858	176
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)							
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)		2,701	2,701		900	900	

(参考)令和3年度～令和5年度の年度ごとの比較

(単位:千円)

区 分	年 度	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画	実績	差額	計画	実績	差額	計画	実績	差額
収益的収入	1 総 収 益 (A)	63,308	62,454	△ 854	62,197	72,880	10,683	62,135	74,889	12,754
	(1) 営 業 収 益 (B)	9,313	8,231	△ 1,082	9,720	8,302	△ 1,418	9,339	8,522	△ 817
	ア 料 金 収 入	9,313	8,231	△ 1,082	9,720	8,302	△ 1,418	9,339	8,522	△ 817
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)									
	ウ そ の 他									
	(2) 営 業 外 収 益	53,995	54,223	228	52,477	64,578	12,101	52,796	66,367	13,571
	ア 他 会 計 繰 入 金	13,029	11,943	△ 1,086	11,349	20,432	9,083	11,668	7,384	△ 4,284
	イ そ の 他	40,966	42,280	1,314	41,128	44,146	3,018	41,128	58,983	17,855
	2 総 費 用 (D)	63,308	62,454	△ 854	62,197	72,880	10,683	62,135	72,188	10,053
	(1) 営 業 費 用	63,016	62,162	△ 854	61,977	72,660	10,683	61,963	71,992	10,029
	ア 職 員 給 与 費	25,430	26,150	720	24,829	24,660	△ 169	24,932	24,082	△ 850
	ウ ち 退 職 手 当									
	イ そ の 他	37,586	36,012	△ 1,574	37,148	48,000	10,852	37,031	47,910	10,879
	(2) 営 業 外 費 用	292	292		220	220		172	196	24
ア 支 払 利 息	292	292		220	220		172	196	24	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	292	292		220	220		172	196	24	
イ そ の 他										
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)								2,701	2,701	
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	10,937	10,937		7,690	7,690		4,418	4,946	528
	(1) 地 方 債 債 償 還 金									
	(2) 他 会 計 補 助 金	10,937	10,937		7,690	7,690		4,418	4,946	528
	(3) 他 会 計 借 入 金									
	2 資 本 的 支 出 (G)	10,937	10,937		7,690	7,690		4,418	4,946	528
	(1) 建 設 改 良 費									
	(2) 地 方 債 債 償 還 金 (H)	10,937	10,937		7,690	7,690		4,418	4,946	528
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)										
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)								2,701	2,701	

(2)現在の経営状況

経営の健全性を示す指標を用いて現状を分析していきます。今回の分析は令和4・5年度は法非適用での決算による数値を、令和6年度は法適用の決算による数値を使用しています。そのため、令和4・5年度は税込み、令和6年度は税抜きで表記しています。

	令和4年度(税込み)	令和5年度(税込み)	令和6年度(税抜き)
料金収入	8,302千円	8,522千円	8,083千円
経常収支比率 (又は収益的収支比率)	103.1%	98.5%	154.7%
純損益(又は実質収支)	0千円	3,753千円	36,761千円
資金不足比率	—	—	—
経営状況の分析	<p>料金収入については、税込み、税抜きの関係もありますが、微増している状況です。ただし、費用の大部分を国県補助金や一般会計からの繰入金で賄っている状況であり、今後も大幅な料金収入の増加は見込めない状況です。</p> <p>経常収支比率について、令和6年度は154.7%と100%を超えており、経常収入が経常支出よりも多かったことが伺えます。</p> <p>純損益についても、36,761千円と黒字になっています。ただし、令和6年度は一般会計からの繰入金の余剰分の返還をしていないことで利益が出ており、次年度以降は余剰分を返還することになっているため、利益が出ない運営になることが想定されます。</p>		

※算定方法は以下のとおりです

- ・経常収支比率(R6)・・・経常収益÷経常費用×100
- ・収益的収支比率(R4.5)・・・総収益/(総費用+地方債償還金)×100
- ・純損益(R6)・・・決算書損益計算書「当年度純利益」
- ・実質収支(R4.5)・・・決算書「実質収支」
- ・資金不足比率・・・当該年度決算に基づく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第2項に規定する資金不足比率

※資金不足比率については船舶事業の決算統計等に該当する項目がないため算定不可能

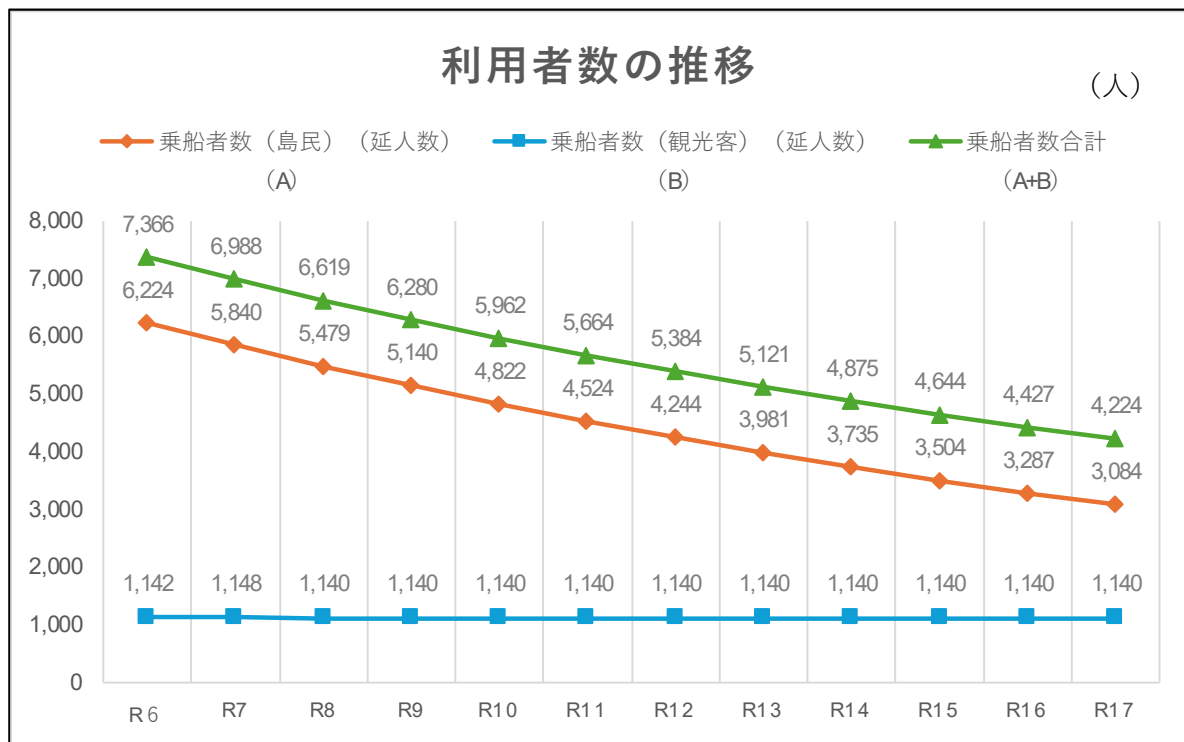
第3章 将来の事業環境

1. 利用者の予測

島民人口については過去10年間の人口の減少率を算定し、現在の人口に減少率をかけて試算しています。それによると、令和6年度末で75人だった人口が令和17年度には37人になると推計されます。また、島民以外の利用者については、令和6年度から変わらないと予測しています。

延べ利用者数についても、上記人口の減少により徐々に減っていくことが予想され、令和6年度の7,366人から、令和17年度は4,224人になると推測されます。旅客は島民による利用が中心であり、人口減少が進む中で、自然減が避けがたい構造です。一方で、観光やレジャー目的の利用が一定数見られ、季節などにより変動する特性があります。

今後の利用者予測としては、基礎需要(生活交通)は緩やかに減少する一方、観光・交流需要をいかに喚起できるかが維持拡大の鍵になります。



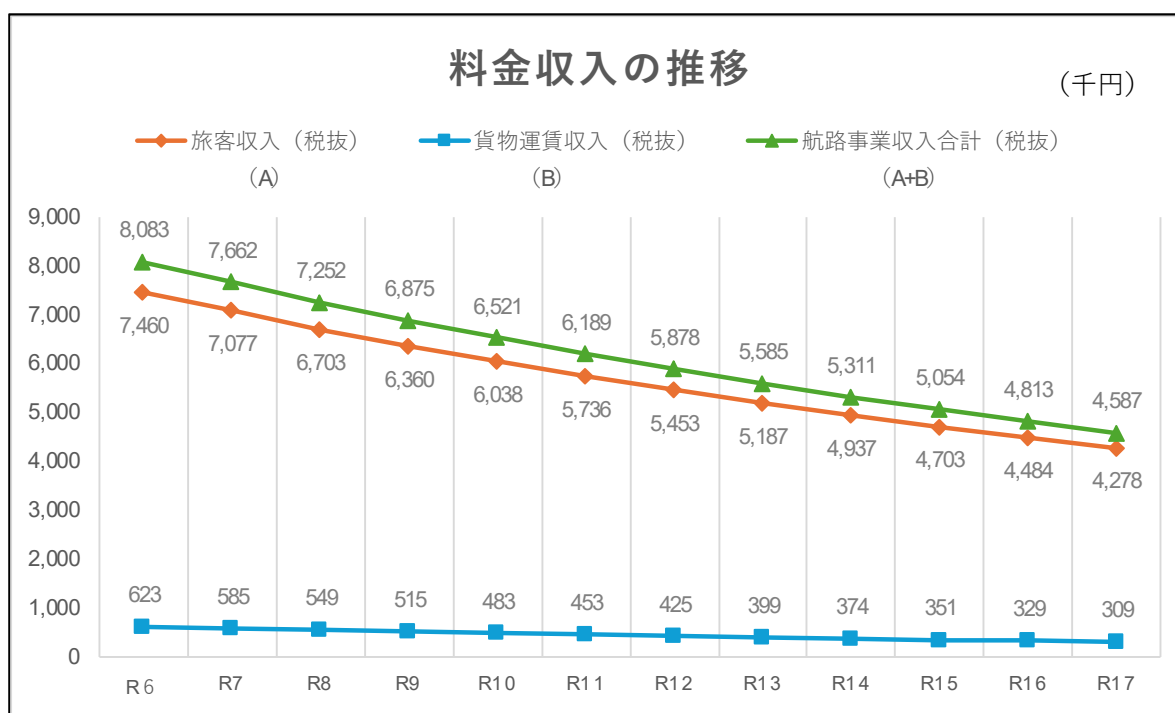
※令和7年度以降の数値は推計値です。

2.料金収入の予測

料金収入は、島民の利用、島民以外の利用、貨物収入に分けて試算しています。島民は人口減少に合わせて延べ人数が減るように推計しています。島民以外は令和6年度と同程度で推移するとみています。また貨物運賃収入の人口減少に合わせて減少すると推計しています。以上の条件で推計すると、令和6年度で8,083千円であった料金収入が令和17年度には4,587千円まで減少すると推計されます。

今後は、生活交通としての基礎需要が人口減少により縮小していく一方で、観光利用の増加がどこまでそれを補えるかが課題です。

また、燃料費や人件費など運航コストが上昇している状況を踏まえると、運賃改定やダイヤ見直し、割引制度の最適化によって一定の収益維持が図られる余地が無いかが検討する必要があります。



※令和7年度以降の数値は推計値です。なお、10ページに記載の令和7年度の営業収益は決算見込額(予算額)を用いているため、本グラフの金額とは一致しません。

3.船舶更新時期の見通し

大島～佐伯航路の定期船「おおしまⅡ」は平成24年10月に就航して約13年が経過しています。令和9年度に大規模な改修を実施することにより長寿命化を図る予定としています。そのため、現時点での船舶の更新時期は未定です。

第4章 経営の基本方針

「第2次佐伯市総合計画」の51ページにおいて、「離島航路は、利用者が減少しており、その利用促進が課題です。島民唯一の交通機関であり、生活物資の輸送や通院等においても重要な航路であるため、蒲江・深島航路及び大島・佐伯航路は、市直営で運航を行っています。」と、現状と課題をあげています。取り組みとしては、「離島航路の生活交通路線の確保・維持」となっています。

大島航路事業においては、佐伯市大島と本土を結ぶ唯一の公共交通手段として、地域の生活と経済を支える極めて重要な役割を担っています。この航路は単なる移動手段ではなく、島民の通勤・通学、生活物資の運搬、さらには医療機関への通院など、日常生活の根幹を支える生命線といえます。島内には病院がなく、住民が診療を受ける際には必ず本土へ渡る必要があるため、航路の安定運航は住民の健康と安心に直結しています。

まずこの公共的使命を最優先に据え、安全で確実な運航体制の維持を基本方針とすることが不可欠です。そのうえで、燃料費や修繕費などのコスト上昇に対応しながら、効率的な運航計画の検討や設備の更新を計画的に進める必要があります。また、観光利用や地域産品輸送といった新たな収益機会の創出を継続的に検討していきます。

第5章 投資・財政計画

1.投資・財政計画

①収益的収支

(単位:千円, %)

区 分		年 度						
		令和6年度 (決算)	令和7年度 (決算 見込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	8,083	7,302	7,252	6,875	6,521	6,189	
	(1) 料金収入	8,083	7,302	7,252	6,875	6,521	6,189	
	(2) 受託工事収益 (B)							
	(3) その他							
	2. 営業外収益	104,105	84,103	84,664	84,437	96,259	98,350	
	(1) 補助金	102,470	81,781	83,204	82,977	94,799	96,890	
	他会計補助金	55,591	36,780	37,222	36,103	41,903	43,119	
	その他補助金	46,879	45,001	45,982	46,874	52,896	53,771	
	(2) 長期前受金戻入		1,339	1,339	1,339	1,339	1,339	
	(3) その他	1,635	983	121	121	121	121	
	収入計 (C)	112,188	91,405	91,916	91,312	102,780	104,539	
	収 益 的 支 出	1. 営業費用	68,506	81,212	83,604	85,226	96,175	97,765
		(1) 職員給与	37,737	41,205	42,902	43,760	44,635	45,528
		基本給	9,220	9,517	9,707	9,901	10,099	10,301
		退職給付						
その他		28,517	31,688	33,195	33,859	34,536	35,227	
(2) 経費		29,817	37,484	38,234	38,998	39,778	40,573	
動力費		18,105	20,702	21,116	21,538	21,969	22,408	
修繕費		6,405	7,891	8,049	8,210	8,374	8,541	
材料費								
その他		5,307	8,891	9,069	9,250	9,435	9,624	
(3) 減価償却費		952	2,523	2,468	2,468	11,762	11,664	
2. 営業外費用		4,010	25,082	3,507	3,527	4,663	4,573	
(1) 支払利息		196	149	100	52	1,118	957	
うち資本費平準化債分								
(2) その他		3,814	24,933	3,407	3,475	3,545	3,616	
支出計 (D)	72,516	106,294	87,111	88,753	100,838	102,338		
経常損益 (C)-(D) (E)	39,672	△ 14,889	4,805	2,559	1,942	2,201		
特別利益 (F)								
特別損失 (G)	2,911							
特別損益 (F)-(G) (H)	△ 2,911							
当年度純利益 (又は純損失) (E)+(H)	36,761	△ 14,889	4,805	2,559	1,942	2,201		
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	20,640	5,751	10,556	13,115	15,057	17,258		
流動資産 (J)	36,867	32,960	32,960	32,960	32,960	32,960		
うち未収金	63	63	63	63	63	63		
流動負債 (K)	12,804	29,393	27,146	32,170	32,324	32,480		
うち建設改良費分	5,888	5,935	3,688	8,712	8,866	9,022		
うち一時借入金								
うち未払金	3,406	20,187	20,187	20,187	20,187	20,187		
累積欠損金比率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)								
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)								
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)	8,083	7,302	7,252	6,875	6,521	6,189		
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)								
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)								
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)								
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)								
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)								

(単位:千円, %)

区 分		年 度					
		令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
收 益 入	1. 営 業 収 益 (A)	5,878	5,585	5,311	5,054	4,813	4,587
	(1) 料 金 収 入	5,878	5,585	5,311	5,054	4,813	4,587
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)						
	(3) そ の 他						
	2. 営 業 外 収 益	100,455	102,578	103,960	104,985	106,278	96,448
	(1) 補 助 金	98,995	101,118	103,258	104,864	106,157	96,327
	他 会 計 補 助 金	44,480	45,637	46,961	48,326	48,761	40,779
	そ の 他 補 助 金	54,515	55,481	56,297	56,538	57,396	55,548
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	1,339	1,339	581			
	(3) そ の 他	121	121	121	121	121	121
収 入 計 (C)	106,333	108,163	109,271	110,039	111,091	101,035	
支 出	1. 営 業 費 用	99,119	100,875	102,359	102,797	104,356	100,996
	(1) 職 員 給 与 費	46,439	47,368	48,315	49,282	50,268	51,273
	基 本 給 与 費	10,507	10,717	10,931	11,150	11,373	11,600
	退 職 給 付 費						
	そ の 他	35,932	36,651	37,384	38,132	38,895	39,673
	(2) 経 費	41,384	42,211	43,055	43,916	44,794	45,690
	動 力 費	22,856	23,313	23,779	24,255	24,740	25,235
	修 繕 費	8,712	8,886	9,064	9,245	9,430	9,619
	材 料 費						
	そ の 他	9,816	10,012	10,212	10,416	10,624	10,836
(3) 減 価 償 却 費	11,296	11,296	10,989	9,599	9,294	4,033	
2. 営 業 外 費 用	4,482	4,391	4,298	4,206	4,117	4,072	
(1) 支 払 利 息	794	629	461	292	125		
う ち 資 本 費 平 準 化 債 分							
(2) そ の 他	3,688	3,762	3,837	3,914	3,992	4,072	
支 出 計 (D)	103,601	105,266	106,657	107,003	108,473	105,068	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	2,732	2,897	2,614	3,036	2,618	△ 4,033	
特 別 利 益 (F)							
特 別 損 失 (G)							
特 別 損 益 (F)-(G) (H)							
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	2,732	2,897	2,614	3,036	2,618	△ 4,033	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	19,990	22,887	25,501	28,537	31,155	27,122	
流 動 資 産 (J)	32,960	32,960	32,960	32,960	32,960	32,960	
う ち 未 収 金	63	63	63	63	63	63	
流 動 負 債 (K)	32,640	32,803	32,413	31,687	31,852	32,021	
う ち 建 設 改 良 費 分	9,182	9,345	8,955	8,229	8,394	8,563	
う ち 一 時 借 入 金							
う ち 未 払 金	20,187	20,187	20,187	20,187	20,187	20,187	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)							
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (L)							
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	5,878	5,585	5,311	5,054	4,813	4,587	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)							
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (N)							
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)							
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)							
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)							

②資本的収支

(単位:千円)

年 度 区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		(決算)	(決算見込)				
資本的 収 入	1. 企業債				80,000		
	うち資本費平準化債						
	2. 他会計出資金						
	3. 他会計補助金						
	4. 他会計負担金						
	5. 他会計借入金						
	6. 国(都道府県)補助金						
	7. 固定資産売却代金						
	8. 工事負担金						
	9. その他						
	計 (A)				80,000		
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
	純計 (A)-(B) (C)				80,000		
	1. 建設改良費				80,000		
	うち職員給与費						
2. 企業債償還金	5,839	5,887	5,934	3,688	12,365	12,526	
うち資本費平準化債償還金							
3. 他会計長期借入返還金							
4. 他会計への支出金							
5. その他							
計 (D)	5,839	5,887	5,934	83,688	12,365	12,526	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	5,839	5,887	5,934	3,688	12,365	12,526	
補填財源	1. 損益勘定留保資金			407	407	11,642	11,803
	2. 利益剰余金処分量	5,839	5,887	4,804	2,558		
	3. 繰越工事資金						
	4. その他						
計 (F)	5,839	5,887	5,211	2,965	11,642	11,803	
補填財源不足額 (E)-(F)			723	723	723	723	
他会計借入金残高(G)							
企業債残高(H)	23,512	17,625	11,691	88,003	75,638	63,112	

○他会計繰入金

年 度 区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		(決算)	(決算見込)				
収益的収支分		55,591	36,780	37,222	36,103	41,903	43,119
	うち基準内繰入金	724	723	723	723	723	723
	うち基準外繰入金	54,867	36,057	36,499	35,380	41,180	42,396
資本的収支分							
	うち基準内繰入金						
	うち基準外繰入金						
合 計	55,591	36,780	37,222	36,103	41,903	43,119	

(単位:千円)

区 分		年 度		令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
		令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度			
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債								
		うち資本費平準化債								
		2. 他 会 計 出 資 金								
		3. 他 会 計 補 助 金								
		4. 他 会 計 負 担 金								
		5. 他 会 計 借 入 金								
		6. 国(都道府県)補助金								
		7. 固定資産売却代金								
		8. 工 事 負 担 金								
		9. そ の 他								
	計 (A)									
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)									
	純計 (A)-(B) (C)									
	資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費							
			うち職員給与費							
2. 企 業 債 償 還 金			12,689	12,854	13,022	12,635	11,912			
うち資本費平準化債償還金										
3. 他会計長期借入返還金										
4. 他会計への支出金										
5. そ の 他										
計 (D)	12,689	12,854	13,022	12,635	11,912					
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		(D)-(C)	12,689	12,854	13,022	12,635	11,912			
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金	11,966	12,131	12,299	12,190	11,912			
		2. 利益剰余金処分量								
		3. 繰越工事資金								
		4. そ の 他								
計 (F)	11,966	12,131	12,299	12,190	11,912					
補填財源不足額 (E)-(F)			723	723	723	445				
他会計借入金残高(G)										
企 業 債 残 高(H)			50,423	37,569	24,547	11,912				

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度		令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度		
収 益 的 収 支 分	収 益 的 収 支 分	収益的収支分	44,480	45,637	46,961	48,326	48,761	40,779	
		うち基準内繰入金	723	723	723	445			
		うち基準外繰入金	43,757	44,914	46,238	47,881	48,761	40,779	
資 本 的 収 支 分	資 本 的 収 支 分	資本的収支分							
		うち基準内繰入金							
		うち基準外繰入金							
合 計			44,480	45,637	46,961	48,326	48,761	40,779	

2.投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

令和9年度に老朽化対策として主機エンジンの換装を行う予定にしています。そのため、船舶の更新は計画期間内では行わない方針としています。

その他の資産については、修繕による長寿命化を図るよう考えています。

②収支計画のうち財源についての説明

目標	・料金収入 令和17年度 4,500千円(税抜)の確保 (令和6年度決算 8,083千円) ・他会計繰入金(負担金・補助金) 10年間で 440,000千円以内
----	--

・料金収入

島民人口の減少率が高いパターンで試算しています。また、島民以外の利用者は横ばいという仮定で算定しています。

・企業債

①収支計画のうち投資についての説明で述べた投資以外の企業債は発行しない方針としています。

・補助金

補助航路であるため、国県補助金を過去の費用との比率で算定しています。

上記財源でさらに不足する金額については一般会計からの補助金によりまかなうこととしています。目標では、今回の計画で算出した、必要とされる繰入金額以内に抑えることを目標としています。

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・人件費、経費

人件費については、必要な人員を確保しながら、費用の抑制に努めています。

燃料費については、原油価格の変動により増減する可能性があるため、複数事業者からの見積取得を継続し、コスト削減を図ります。

修繕料は、船舶の安全性を確保するために必要不可欠であり、計画的な整備を行うことで、突発的な高額修繕を回避します。

その他、保険料や光熱水費などの一般管理費についても、適正化を進めていきます。

・減価償却費

既存の固定資産に係る減価償却費に加え、建設改良費により新規に取得する固定資産の減価償却費を見込んでいます。

・企業債元利償還金

既存の借入分に係る元金償還金は償還表をもとに算定しています。それに加え、計画期間中の新規借入分の元金償還金を一定の償還年数や利率により見込み、計上しています。

3.投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

①今後の投資についての考え方・検討状況

令和9年度に船舶の大規模な改修を予定しているため、当面の間、更新はありませんが、設備については今後予防保全による修繕を検討していきます。

②今後の財源・投資以外の経費についての考え方・検討状況

料金については補助航路であることから料金改定についての制約が考えられます。そのため、国の動向や船舶利用者の動向に注視しながら料金設定の検討を実施します。

利用者増加に向けた観光誘致や情報発信の強化や、市・民間の観光事業等と連携できる部分があるか検討します。

また、燃料費や修繕費等の支出の効率化、利用者数の動向やその他情勢を踏まえた人件費の適正化を進めるとともに、補助金の継続確保、交付税措置が優遇されている企業債の確保及び、一時借入金の発行時は低利融資を活用することなど、財源確保策を検討します。さらに、Wi-Fi の設置やデジタル化によるサービス改善についても検討します。

第6章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

1.事後検証

経営戦略の計画期間において、PDCA サイクルに基づいた進捗管理を行い、決算数値による計画対比の結果の確認、利用者数のモニタリングを実施することにより、本計画にて明記した目標に対してどの程度実施できているかの検証及び、取り組み状況の評価を実施します。

2.経営戦略の見直し

本経営戦略の計画期間は、令和8年度を起点とする10年間としていますが、本市における航路事業を取り巻く環境の変化を的確に捉えるため、経営戦略の見直しについては5年後を目安に行います。

ただし、進捗管理による検証の結果、計画と大幅な乖離がある、または事業環境に大幅な変化が生じている場合は、目安の時期に限らず、本計画の見直しを検討することとします。